

# 処 分 基 準

平成19年10月25日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第10条の8第3項
処 分 の 概 要 : 猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8第2項において準用する第9条の7第3項(猟銃等保管業者に対する措置命令)、同第10条の8第1項(猟銃又は空気銃の保管の委託)、同第10条の8第3項(猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令)
処 分 基 準 : 猟銃等保管業者が、法第10条の8第2項により準用される法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的非難の程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 い 合 わ せ 先 : 所在地を管轄する警察署生活安全課(係)
備 考 :